

輝北小よい子のきまり

みなさんの安全を守ったり、お互いによりよい生活をしていったりするためにきまりがあります。輝北小をよりよいところにするために「輝北小のよいこのきまり」を守りましょう。

この他にもいろんな決まりごとがありますので、時と場所をよく考えて行動することができるようにしましょう。

1 登校時のやくそく

- 標準服で登校します。
- 学校の行き帰りには、必ず赤帽子（1年生は黄帽子）をかぶります。
- 決められた通学路を通り、右側を歩きます。
- 登校したら、体操服に着替えて、早朝運動をします。



2 休み時間のやくそく

- 次の時間の準備をして、トイレをすませておきます。
- 教室内では静かに過ごし、廊下や階段は右側を歩きます。
- 職員室・校長室前は、会議をしていたり、来客や電話があったりするの
で特に静かにします。
- 目上の人（お客さんや先生方）には、軽く会釈をします。
- 使ったものは、きちんと片づけます。（一輪車や竹馬、ボールなど）
- 体育館で遊ぶ時は、きまりを守って遊びます。**〔子供だけでは使えません。〕**
- 天気の良い日は、外で遊びます。

3 作業時間のやくそく

- 予告放送で掃除場所へ行き、チャイムが鳴ったらすぐに掃除に取りかかります。
- 無言で、時間いっぱい行います。
- 正しい掃除の仕方、正しい道具の使い方で行います。

4 放課後・下校時のやくそく

- 残る人は、先生の許可を受けます。
- 下校時刻を守ります。（下校時刻はスクールバスの5～10分前）
- ◆ スクールバス 通常：第1便15：20 第2便16：10
B校時：第1便14：30 第2便15：25
月曜日：全学年14：40 土曜日：全学年11：20
（行事等がある場合は、出発時刻が変わります）

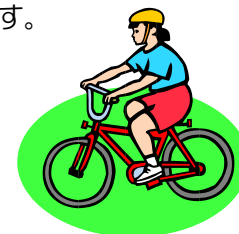
5 持ち物のやくそく

- 学校の勉強に必要なのお金や物は持ってきてません。（ランドセルにお守りを1つまでならつけてもいいです。ランドセル・筆箱などにキーホルダー等不要な物はつけません）
- 校内にお菓子などを持ち込んで食べません。
- 自分の持ち物には名前を書きます。
- 筆箱の中は、鉛筆5本以上、赤鉛筆（赤ペン）、青ペン、黒ネームペン、蛍光ペン（5・6年）消しゴム、15cm程度の定規を入れておきます。
（鉛筆は家で削って持ってきます）

シャープペンは持ってきてません。宿題でも使いません。

6 学校外での過ごし方のやくそく

- 自転車に乗る時は、おうちの人の許しを得て、事故にあわないように交通のきまりを守って乗ります。
- ◆ 低学年は、ヘルメットをかぶり、庭や家の近くの空き地で乗ります。
- ◆ 中学年はヘルメットをかぶり、自分の住んでいる集落内で乗ります。
- ◆ 高学年は、ヘルメットをかぶり、旧校区内で乗ります。
- 子どもだけで校区外へ出かけません。



7 その他

- 先生の許しなしで校外に出ません。
- 言葉づかいに気をつけます。
- 他の教室や特別教室には無断で入りません。
- 着替えをする時は、1・2年生は教室で、3・4年生男子は教室、女子はパソコン室。5・6年生男子は音楽室、女子は更衣室を使用します。
- トイレのスリッパは、きちんとそろえます。

輝北小服装のきまりについて

1 服装は、標準服を基準にします。(体育時は体育服が基準)

- 標準服は以下のとおりとします。
男子・・・カッターシャツ・開襟シャツ・ポロシャツ・ズボン
ブレザー（冬）
女子・・・ブラウス・ポロシャツ・スカート
ブレザー（冬）
（※儀式では男子はカッターシャツ、女子はブラウスを着用し、靴下は白）
- 登下校のときには、標準服・体育帽子を着用します。
（登下校時の帽子は赤、1年生は黄色）
- 標準服のシャツ・ブラウス・ポロシャツ・ブレザーの左胸には、全てネームをつけます。
- 標準服のカッターシャツ・ブラウス・ポロシャツ・体育服の下には肌着を着ましょう。
- 衣替えの時期については以下のとおりとします。

夏服	冬服
6月～9月 (5月・・・移行期間)	11月～4月 (10月・・・移行期間)

2 靴下について

- 色・柄 → 白・黒・紺・灰色の無地を原則とします。
（ワンポイントやブランドロゴは可。ボーダーは不可。）
- 長さ → スクールソックス（ふくらはぎ）またはハイソックスの長さを基本とします。くるぶしが見えるものや靴から見えない短いもの、ニーソックスは不可とします。

3 その他

- 夏場の暑いときに、体操服の着替えとして、Tシャツを着用してもかまいません。（白地・ワンポイントまで）
- 髪をまとめるゴムは、ゴムに装飾がついていないものとします。
- 学習の妨げになる長い髪は整えます。（前髪は目にかからないように切るかピンでとめましょう。肩より長い髪は結ぶなどしましょう。）
- ミサンガやアクセサリなど学習に必要な物は、身につけないようにしましょう。

4 厳寒期（11月第3週～3月）の服装について

	項 目	補 足
○ 着用可 × 着用不可	○ベスト	※派手ではない色を着用します。 ※体育時はトレーナー可（体があたたまったら脱ぐ） ※袖口を手の甲まで伸ばしません。 ※上に必ずブレザーを着ます。
	○セーター	
	○トレーナー	
	○ジャージ 下	※原則登下校のみ可 ※体育の時間には着ても良いです。 体が温まったら、脱いで活動します。 ※女子は、スカートとジャージの重ね着をしません。
	○ジャージ 上	※原則登下校のみ可（校内・教室内ではブレザーが基本） ※体育の時間にはジャージを着ても良いです。体が温まったら、脱いで活動します。 ※ジャンパーはブレザーの下には着ません。
	○ジャンパー (例外は下記参照)	
	○タイツ(黒・紺の柄なし)	※体育の時間は脱ぎます。 ※早朝運動時は可
	○マフラー	
	○ネックウォーマー	※登下校のみ着用します。 ※早朝運動時は手袋可。
	○手袋	
	×耳あて	※安全上危険が伴うこと、小学生らしい服装ではないことから使用不可とします。
	×フード付衣類 ×ダウンジャケット ×ベンチコート ×ファー付ジャンパー	

- ※ 体育服の下に長そでの衣服やズボン・タイツなど重ね着はしません。
- ※ ハンドクリームやリップクリームを持ってくる場合は、担任の先生に届け出ましょう。
- ※ 下校時、気温が上がっているときには防寒着は着用しません。
- ※ 体育館では屋内運動靴をはきます。